

「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（案）

横浜市では、歴史的建造物を景観面から保全活用していくため、昭和 63 年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行し、歴史を生かしたまちづくりに取り組んでいます。

平成 24 年度には、これまでの取組の現状と課題を踏まえ、今後の施策の展開に向けて、『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）を取りまとめました。今後、この案について市民意見を募集します。

1 これまでの検討状況

平成 24 年	・「素案について」	11 月 12 日	横浜市都市美対策審議会政策検討部会
		11 月 16 日	歴史的景観保全委員連絡調整会議
平成 25 年	・「案について」	3 月 8 日	歴史的景観保全委員連絡調整会議
		3 月 21 日	横浜市都市美対策審議会政策検討部会
		4 月 25 日	横浜市都市美対策審議会

2 『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）の概要（別紙参照）

【基本方針】歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていく

方針 1：所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進

① 「（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度」の創設

建造物の保全と活用を一体的に推進することを目的に、建築基準法の適用除外が可能となる制度を横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の改正により創設

② 景観制度との連携

景観法に基づく景観重要建造物制度の活用など

③ 所有者支援制度の再構築

日常的な維持管理のきめ細かい支援、コーディネーター制度の導入など

方針 2：市民とともに守り、活かす取組の推進

④ 市民による取組の推進

人材育成、ボランティア制度の導入、活動支援など

⑤ 市民協働の基盤の確立へ向けた取組

活動団体同士の連携基盤づくり、ファンド等による財源の確保など

⑥ トラスト的手法による保全活用の検討

相続時の寄附や借上げなどによる保全活用を可能とするトラスト等の仕組みを検討

方針 3：歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進

⑦ ストック活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開

歴史的建造物を活かした集客・観光の促進や、テナント誘致など、関係部署や所有者等が連携した活用方策の検討や PR の推進

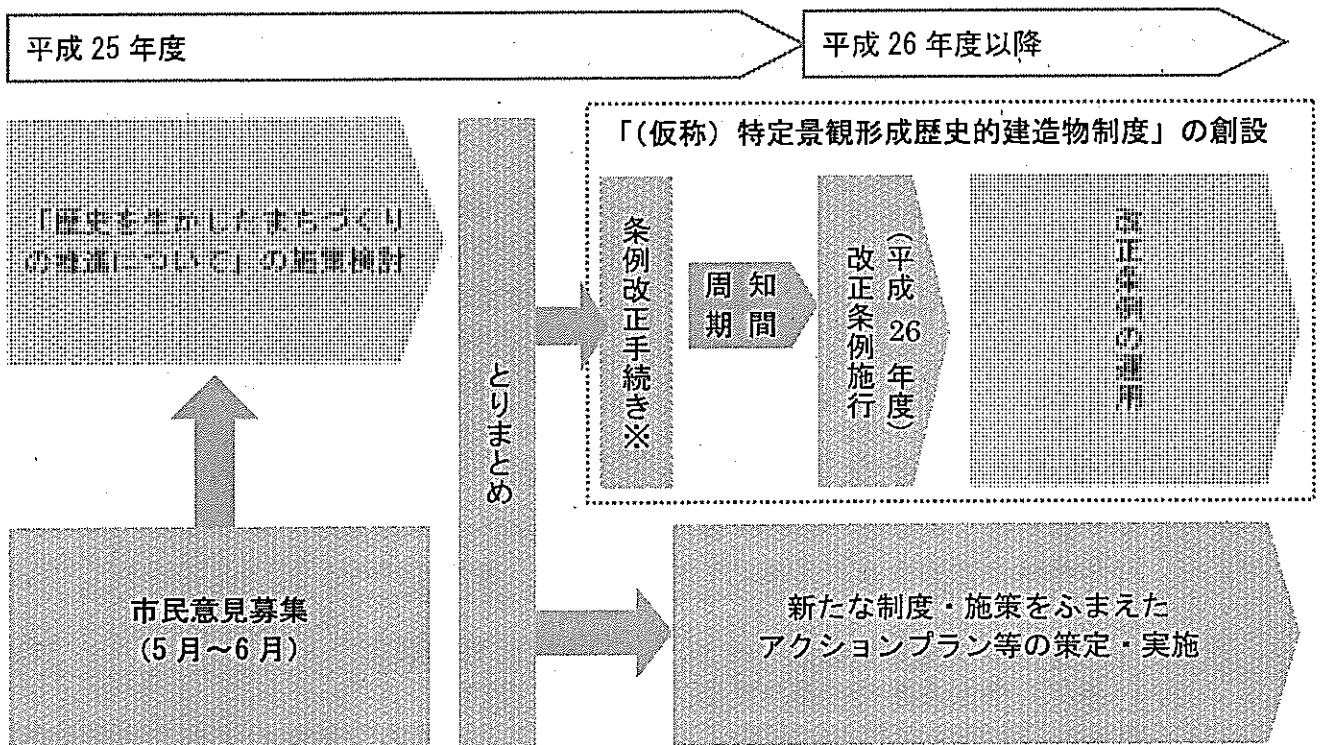
⑧ 市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進

区役所や学校との連携による広報普及の取組強化、ガイドブック作成による歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境整備など

3 市民意見の募集

- ・期間 平成25年5月15日から6月14日まで
- ・広報 広報よこはま5月号、ハガキ付きリーフレット（区役所、主要公共施設にて配架予定）、市ホームページにて

4 今後の進め方



※ (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」を改正して創設します。